

当の時間を要したため、諸係数の確認にあたっては誤りのないよう十分留意される旨、管内保険者に周知徹底願いたい。

ウ 財政安定化基金負担金について

事業運営期間における標準給付費見込額（平成12年5月調査）を踏まえ、14年度においては原則として13年度と同額の負担金を交付する予定である。

エ 介護保険事業費補助金について

本補助金については、当初の交付決定を8月、変更交付決定を14年2月に行う予定である。

(参考) 平成14年度介護給付費負担金等に係る執行計画の概要 (案)

時期	介護給付費負担金	介護給付費財政調整交付金	財政安定化基金負担金	介護保険事業費補助金
3月	第1回所要見込額調			
4月	交付要綱通知（※予算成立日以降発出） 当初交付申請 当初交付決定			実施要綱通知 事前協議
5月				
6月	交付要綱通知	交付要綱通知	交付要綱通知	
7月				当初交付申請
8月		当初交付申請（補正係数（概算））	交付申請	当初交付決定
9月		当初交付決定		
10月			交付決定	
11月				
12月	第2回所要見込額調			
1月	変更交付申請 （調整基準標準給付費、 所得段階別被保険者数等）			変更交付申請
2月				変更交付決定
3月	変更交付決定 （補正係数（確定））			
支 払 計 画	毎月中旬	14年10月、15年3月	14年11月	交付決定後

※ 現段階の予定であり、時期・手続等について今後変更があり得る。

## **(7) 次期事業運営期間における財政安定化基金について**

財政安定化基金については、平成12年度及び13年度の基金貸付金額等の実績(見込)を調査することとしているので、よろしくご協力願いたい。

なお、次期事業運営期間における財政安定化基金拠出率及び保険料下限収納額の算定に必要な率については、この調査結果及び事業状況報告（年報）による保険料の収納状況等を踏まえてそれぞれ設定し、おって出来る限り早期に示すこととしている

また、国の予算要求に必要であるので、上記の率を踏まえた次期事業運営期間の各県における拠出率及び国の負担金の必要額を14年6月ごろに調査することとしているので、あわせてご協力願いたい。

## **(8) 介護保険事業状況報告について**

ア 介護保険事業状況報告については、制度の運用状況を把握するため市町村（保険者）から月報について報告をいただいているが、この度年報様式がまとまり、平成14年1月23日付老発第0123002号（老健局長通知）にて年報の報告をお願いしたところであり、円滑に報告されるよう、特段のご配慮を願いたい。

イ また、月報については、平成14年4月報告分からサービス種類別の数値が把握できるように、様式の一部変更を検討しており、追って連絡することとしているのでご協力願いたい。

#### (9) 在宅福祉サービスに係る国庫補助について

平成14年度における在宅福祉事業費等補助金の補助基準単価については、別表1のとおり交付要綱を改正する予定であるので了知されたい。

また、介護予防・生活支援事業の市町村における事業についての参考単価を別表2に示したので、事業の実施に当たっては、個々の単価を参考として積極的に取り組まれたい。

別表 1

## 平成14年度在宅福祉事業費補助金等補助基準単価（案）

事 業 名	基 準 単 価（案）	補 助 率
在宅介護支援センター	<p>1. 基幹型在宅介護支援センター運営費            (1) 通常型            1か所あたり 年額 14,965千円以内            (2) 小規模型            1か所あたり 年額 9,669千円以内            (3) ケアプラン作成指導事業加算            1か所あたり 年額 300千円※</p> <p>2. 地域型在宅介護支援センター運営費            (1) 基本事業運営費            1か所あたり 年額 2,890千円以内            (2) 高齢者実態把握加算            1件あたり 2,700円※            (3) 福祉用具展示・紹介事業加算            1か所あたり 年額 796千円以内            (4) 介護予防プラン作成加算            1件あたり 2,000円※            (5) 痴呆相談事業加算            1回あたり 30,000円            (6) 住宅改修プラン（意見書）作成加算            1件あたり 2,000円※            (7) 介護予防教室・転倒骨折予防教室加算            1回あたり 30,000円※            (8) サービスマップ作成事業・適正契約普及事業加算            1か所あたり 年額 1,700千円※</p> <p>3. 初度設備費            1か所あたり 420千円以内</p> <p>(注) ※の加算については、別途、市町村から「介護予防・生活支援事業」又は「介護サービス適正実施指導事業」の委託を受け、その補助金を活用して実施。</p>	2／3  指定都市及び中核市の場合 1／2

事業名	基準単価(案)	補助率
痴呆介護研修事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	1／2
生活支援ハウス（高齢者 生活福祉センター）運営 事業	1. 利用人員5名以下の場合 1か所あたり 6,665千円以内 2. 利用人員6名から10名以下の場合 1か所あたり 8,586千円以内 3. 利用人員11名以上の場合 1か所あたり 13,592千円以内	2／3  指定都市 及び中核 市の場合  1／2
身体拘束廃止推進事業	1都道府県あたり 2,221千円以内	1／2
介護サービス適正実施指 導事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	2／3  都道府 県、指定 都市及び 中核市の 場合  1／2
やむをえない措置	厚生労働大臣が必要と認めた額	1／2
高齢者ＩＴケアネットワ ーク支援事業	1都道府県あたり 15,450千円以内	1／2

事業名	基準単価(案)	補助率																
介護予防・生活支援事業 (市町村事業分)	<p>1 一般事業分</p> <p>次表に掲げる額を限度とする。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管内65歳以上人口</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000人未満</td><td>19,500</td></tr> <tr> <td>1,000人以上 2,500人未満</td><td>23,000</td></tr> <tr> <td>2,500人以上 5,000人未満</td><td>36,000</td></tr> <tr> <td>5,000人以上 10,000人未満</td><td>53,400</td></tr> <tr> <td>10,000人以上 25,000人未満</td><td>95,600</td></tr> <tr> <td>25,000人以上 50,000人未満</td><td>201,000</td></tr> <tr> <td>50,000人以上</td><td>304,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発事業分</p> <p>1か所あたり 9,000千円以内</p> <p>3 特別加算分</p> <p>厚生労働大臣が特に必要と認めた額</p>	管内65歳以上人口	限度額	1,000人未満	19,500	1,000人以上 2,500人未満	23,000	2,500人以上 5,000人未満	36,000	5,000人以上 10,000人未満	53,400	10,000人以上 25,000人未満	95,600	25,000人以上 50,000人未満	201,000	50,000人以上	304,000	2/3 指定都市 及び中核 市の場合 1/2
管内65歳以上人口	限度額																	
1,000人未満	19,500																	
1,000人以上 2,500人未満	23,000																	
2,500人以上 5,000人未満	36,000																	
5,000人以上 10,000人未満	53,400																	
10,000人以上 25,000人未満	95,600																	
25,000人以上 50,000人未満	201,000																	
50,000人以上	304,000																	

※ なお、市町村限度額については、各市町村における事業の進捗状況等を踏まえ、今後の変動があり得るものである。

別表2

## 介護予防・生活支援事業参考単価等

事業名	参考単価等
外出支援サービス事業	5,000円(1人・1回)
寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業 ・寝具乾燥消毒 ・寝具乾燥消毒+汚れ落とし ・寝具水洗い ・衣類洗濯サービス	2,200円(1組) 4,200円(1組) 10,000円(1組) 800円(1回)
高齢者共同生活(グループピッキング)支援事業 ① プログラム作成やボランティア連携等を行う管理者に対する経費(継続的経費) ② 初度設備費(初年度のみ経費)	2,000千円 2,000千円
軽度生活援助事業	800円(1時間あたり)
住宅改修支援事業 ・リフォーム活動 ・意見書作成	訪問介護(身体介護)介護報酬並み 2,000円(1件あたり)
訪問理美容サービス事業	通常の理美容代以外の移動や設備等訪問事業として必要となる経費
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	各自治体の実態に応じた経費
高齢者生きがい活動支援通所事業 (生きがい対応型デイサービス事業)	2,000円 ~3,000円(1人あたり)
介護予防事業 ○ 転倒予防、アクティビティ・痴呆介護、IADL訓練等教室の開催 ・(既存施設利用型等の)グループホーム、デイサービスセンターの初度設備費 ○ 地域住民グループ支援事業 ○ 高齢者食生活改善事業 ○ 生活習慣改善事業	30,000円(1日あたり) 500万円(1回限り) } 各自治体の実態に応じた経費
生活管理指導事業 ① 生活管理指導員派遣事業 ② 生活管理指導短期宿泊事業	訪問介護(身体介護)介護報酬並み 3,810円(1人あたり・1日)
寝たきり予防対策普及啓発事業	各自治体の実態に応じた経費
緊急通報体制等整備事業	各自治体の実態に応じた経費
成年後見制度利用支援事業 ・広報普及活動経費 ・申し立て経費(登記手数料、鑑定費用) ・後見人等の報酬	各自治体の実態に応じた経費 5~10万円 28,000円/月(在宅) 18,000円/月(施設)
「食」の自立支援事業 ・配食サービス事業 ・コーディネートに係る経費	650円(1食) 各自治体の実態に応じた経費
痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業 ・支援員養成に係る経費(研修開催等) ・訪問活動 ・コーディネートに係る経費	各自治体の実態に応じた経費 5,000円(半日あたり) 10,000円(1日あたり) 各自治体の実態に応じた経費
老人性痴呆指導対策事業(都道府県事業)	234,300円(1月あたり) 335,700円 (専従職員を設置する場合)

(注) これらはあくまでも参考単価であり、地域の実情に応じて弾力的に単価設定することを妨げるものではない。

## (10) 「老人の日」及び「老人週間」に関する事業について

### ア 老人の日及び老人週間

・ 国民の祝日に関する法律が改正され、平成15年からは「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められるとともに、老人福祉法第5条が改正され、平成14年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」とすることとされたことは、既にお知らせしたとおりである。

「老人の日」及び「老人週間」の趣旨は、従来の「敬老の日」の趣旨と同様、「国民の間に広く老人の福祉についての关心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すこと」であり、管内市町村に対しあらためてその周知徹底を図るとともに、老人週間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励など、特段の御配意をお願いする。

なお、従来の「敬老の日・老人保健福祉週間」に係るキャンペーン要綱の今後の取扱いについては、関係機関とも協議の上、あらためてお知らせする予定である。

### イ 百歳長寿者に対する祝状・記念品の贈呈及び百歳以上長寿者調査について

平成14年度においては「老人の日」記念として、従来と同様、当該年度内に百歳に到達する者(明治35年4月1日から明治36年3月31日の間に生まれた者)であって、9月15日(老人の日)現在において存命の方に対し、内閣総理大臣からの祝状及び記念品(銀杯)の贈呈を行うこととしている。

また、百歳以上長寿者調査については、平成13年度から、厚生労働省で作成した表計算ソフトに調査結果を入力していただく方法に変更し、事務量の軽減を図ったところである。平成14年度は、調査方法を変更して2年目となるが、例年、対象者を把握する際に年度で行うべきところを曆年で行っている、調査漏れ、氏名の表記の誤り等が見受けられるので、正確な調査報告となるように特段の御配意をお願いする。

おって、平成14年度の調査方法を通知するとともに、平成13年度の最終データが反映されている平成14年度版の入力用ファイルを送付することとしている。

## (11) 高齢者の生きがいと健康づくりについて

### ア 「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」の活動促進について

都道府県明るい長寿社会づくり推進機構（参考資料（8））については、平成6年度までに全都道府県への整備が完了し、現在、地域の高齢者を対象とした生きがいづくり、健康づくりを推進する母体としての役割を担っている。

介護保険制度の実施に伴い、介護予防という観点から、要支援・要介護状態でない者、いわゆる元気高齢者に対する生きがいづくり、健康づくりに対する支援の重要性が高まっており、推進機構の果たす役割が期待されるところである。

現在、推進機構が行う事業については、「介護予防・生活支援事業」中の「高齢者自身の取組支援事業」（都道府県・指定都市事業）として計上されており、都道府県・指定都市から推進機構への事業委託等により実施されているところであるが、各都道府県・指定都市におかれては、推進機構の役割の重要性に鑑み、その積極的な活用及び支援に努められるよう特段のご配慮をお願いする。

### イ 老人クラブ活動について

老人クラブが主体となり、それぞれの地域において推進している多様な高齢者の生きがいと健康づくり活動については、活力ある高齢社会を構築するうえで、大きな効果が期待されるものである。

老人クラブ活動については、高齢者の生きがい及び健康づくりを進め、介護予防を図る観点から、厚生労働省としても、引き続きこれを積極的に支援していくこととしているところである。

各都道府県・指定都市及び市町村におかれては、「介護予防・生活支援事業」等における老人クラブへの事業委託など、その活用についても積極的に考慮されるよう特段の配慮を願いたい。

また、平成12年度に創設した「市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事

業」については、今年度、本事業の目的に合致するものについて、できうる限りの事業採択を行ったところであるが、不採択となった事業の中にも、市町村における事業の組み立て方や予算計上の仕方等を工夫することにより、十分補助対象事業となるものも見受けられたところである。

各都道府県におかれでは、平成14年度の協議に当たり、このような点も十分考慮され、本事業のより一層の促進を図るため、老人クラブとの連携を図ることはもちろん、管内市町村に対する指導及び助言に努められるようお願いいたしたい。

次に、（財）全国老人クラブ連合会においては、昭和37年に老人クラブの全国的な発展向上と老人福祉の増進に寄与することを目的として創立されて以来、平成14年度に40周年を迎えるところである。

今般の同会の節目の年にあたり、厚生労働省、東京都、全国老人クラブ連合会及び東京都老人クラブ連合会の4者の主催による「全老連創立40周年記念全国老人クラブ大会」（平成14年9月26日（木）：日比谷公会堂）が開催される予定であるのでご承知願いたい。

なお、その際、当省として、前回（30周年記念大会）同様、老人クラブに係る厚生労働大臣表彰を行う予定であるので、ご留意願いたい。

#### ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成を目的として開催している全国健康福祉祭（ねんりんピック）を、来年度は福島県において、以下の内容で開催することとしている。

なお、平成15年度の徳島大会に向けて、新たな年齢区分の導入について調整中であるので、ご留意願いたい。

#### （ア）第15回全国健康福祉祭ふくしま大会（うつくしまねんりんピック2002）

- ・テーマ 「ほんとうの空に輝け ねんりんの輪」
- ・期 日 平成14年10月19日（土）～10月22日（火）
- ・会 場 福島県内
- ・今後の開催予定

第16回（平成15年度） 徳島県

第17回（平成16年度） 群馬県

第18回（平成17年度） 福岡県、北九州市、福岡市

第19回（平成18年度） 静岡県

第20回（平成19年度） 茨城県

第21回（平成20年度） 鹿児島県

#### （イ）ふくしま大会に対する選手等の派遣

全国健康福祉祭の趣旨である高齢者の社会参加及び地域間、世代間の交流を積極的に推進するため、都道府県明るい長寿社会づくり推進機構とも連携を図りながら、各イベントにおける参加者の裾野を広げるよう努めるとともに、本大会に対する選手等の派遣など十分な参加体制が確立されるよう御配慮願いたい。

なお、選手募集については、「大会の概要」（参考資料（7））を参照されたい。

#### （ウ）地域における高齢者のスポーツ・文化活動等の推進

全国健康福祉祭の目的、理念を地域に浸透させ、健康増進、文化活動の推進を図る観点から、各地方自治体においても、地域の実情に応じた地方版ねんりんピックの開催について御配慮願いたい。

#### （エ）参加選手の年齢区分について

昭和63年から全国健康福祉祭を開始して以来14年間が経過し、元気高齢

者層の拡大に伴い、競技人口の高年齢化が進展してきている。しかしながら、全国健康福祉祭への参加に当たり、多くの地区で予選会が実施されている中で、現行の一律 60 歳以上（一部を除く）の参加年齢資格では、後期高齢者等の大会出場が体力的に不利な状況である。このため、第 16 回徳島大会から、現行の参加人員の枠内で新たな年齢区分を導入し、元気な後期高齢者の参加が促進されるよう、現在、関係機関と調整中である。

この競技種目、年齢区分等が具体的に決定次第、大会実行委員会からお示しする予定であるので、関係団体・選手への周知等御協力をお願いしたい。

## (12) 介護サービス事業者の振興について

### ア 高齢者向け民間サービスの振興・健全育成について

介護保険制度施行後、介護サービス事業に関しては、民間事業者を始めとして多様な事業主体が参入し、指定事業所数も全体的にみて増加してきている状況にある。

特に訪問介護サービスを中心に、民間事業者による指定事業所の増加が顕著であり、今後、制度の定着が進む中で、介護サービスに対するニーズが増大することを考えれば、改めて民間事業者の振興及び健全な育成が求められるところである。

しかしながら、これまでの指定事業所に対する各地方公共団体の行政指導の状況を見ると、指定取消処分を受けた事業所の大半は民間事業者であり、その背景として制度に対する基本的な理解が不足している面も見られるところである。民間事業者の振興と健全な育成を図るためにには、行政による指導監査を強化することも重要であるが、並行して介護保険制度における指定事業者としての責務等について、正確な情報を適切に伝達し、事業者自らが自主的に運営基準の遵守や従事者の資質向上などに努めつつ節度ある事業運営を行い、良質かつ安定したサービス供給体制が確保されるような取組みも必要である。

このため、平成12年度より「介護サービス適正実施指導事業」の中で「サービス事業者振興事業」として、介護サービス事業者の振興及び健全育成に資することを目的とした、

- ・新規参入事業者に対する起業相談やマーケティング情報の提供
- ・介護サービス関係者相互間の連絡体制の構築
- ・介護サービス事業者自己評価マニュアルの作成

などの事業に対して補助を行っているところであり、平成14年度予算（案）においても所要の額を計上しているので、引き続き本事業の積極的な活用をお願いしたい。

### イ シルバーサービス地方振興組織の活用について

また、本事業の実施にあたっては「シルバーサービス地方振興組織」（7参考資料（9）を参照）を積極的に活用することを併せてお願いしているところであるが、現

状において未だに設置されていない都道府県や、設置されていても十分な活動が行われていない都道府県も見受けられる。前述したように、今後の介護サービスのニーズの増大を考えれば、利用者に対して良質な介護サービスが安定的に提供されるためには、民間事業者の振興を図ることが期待されており、事業者の起業支援や介護保険関係団体、機関等との連携によるネットワークの構築、各種研修や事業者評価などの事業を自主的に実施する組織体として「シルバーサービス地方振興組織」が果たす役割が、改めて期待されているところである。

このため、未だに未設置の都道府県におかれては、速やかに「シルバーサービス地方振興組織」の立ち上げについて努力するとともに、活動が十分でない都道府県においては有効な事業実施に対する支援方策などについて連携を強化し、積極的な活動が図られるようお願いしたい。

#### ウ 異島等におけるサービス確保対策について

離島等の介護サービスが不足する地域については、平成13年度より「介護サービス適正実施指導事業」の中で「離島等サービス確保対策事業」として事業者の参入促進を図るための誘致活動や情報提供のほか、地域内にある既存有効資源等を活用する観点から、サービス拠点の立ち上げ支援に係る事業についても補助対象としているところである。

平成14年度予算（案）においても所要の額を計上しており、離島等の地域を有する市町村においては、引き続き本事業を最大限に活用し、地域の中から基準該当サービスや「相当するサービス」を含めた介護サービスを振興・育成し、地域におけるサービス確保対策に尽力されるよう、都道府県においても積極的な指導・支援を行っていただくようお願いしたい。

#### （13）介護サービスの適正な提供について

##### ア 介護サービスの適正な提供について

指定介護サービス事業者による保険給付対象サービスの提供に当たっては、運営基

準等を満たした上で、高齢者的心身の状況及び生活実態等に応じたきめの細かい適切なサービスが求められるところであるが、一部の事業者においては、人員基準等を満たさない状態でサービスの提供を行っている実態も依然として認められるところである。

さらに運営基準においては、従業者に対する研修機会の確保、健康管理や感染症防止等の衛生管理についても事業者の責務として定めていることから、都道府県においては管理者研修の実施なども検討し、運営基準の遵守について周知徹底を図られたい。

そのほか、介護サービス計画や重要事項説明書の作成などについても取組みが十分でない状況も見受けられるところであるが、利用者が適切に介護サービスを選択するためには、利用申し込みの際に限らず、日頃からインターネットや情報誌等を通じて、地域における指定事業者等が提供する介護サービスの内容、利用料や空き情報等の正確な情報が適宜収集できる環境整備が必要である。そのため、地域における効果的な情報提供体制の構築を図る観点から、WAM NETの活用などにより、指定事業所の空き情報等を充実させることや、分かりやすい事業所リストの作成・配布などにも努められたい。

#### イ 有料老人ホーム等に対する指導について

有料老人ホームについては、介護保険制度において「特定施設入所者生活介護」として保険給付対象に位置付けられたことから、施設数が増加している状況にあり、改めて適正な介護サービスの提供が期待されているところである。については、管内の有料老人ホームに対しては、各都道府県が定める「設置運営指導指針」等による指導や「特定施設入所者生活介護」の運営基準等に基づき、入居者保護の観点から適切な指導や調査を行っていただき、適切な運営が確保されるようお願いしたい。また、実態的に有料老人ホームであるにも関わらず、廊下の幅員等が指導指針等に合致しない等の理由で有料老人ホームとしての届出がされていないような施設に関しても、有料老人ホームとして届出をさせ、その運営や情報開示等について、指導指針等に合致するよう指導されたい。

なお、有料老人ホームの表示に関しては、平成13年6月に公正取引委員会から警告を受け、指導の徹底の文書を発出したところであるが、有料老人ホームの表示に関しては、入居の際に、高齢者にとってわかりやすく適正な表示が求められるものであり、その内容について不当であることは、不当景品類及び不当表示防止法に抵触するばかりか、有料老人ホーム全体の社会的信頼を損なうものであり、重ねて指導の徹底をお願いしたい。

#### (14) 福祉用具専門相談員指定講習会について

福祉用具専門相談員指定講習会の指定を受けていたベテル医療福祉専門学院（大阪府所在）について、今般、次の理由により、厚生労働大臣指定を平成14年1月31日付けで取り消したところである。

ア 講師本人の承諾を得ることなく、その氏名及び履歴の記載された書類を申請書に無断で添付するという不正の手続きにより講習会の指定を受けたこと。

イ 指定講習会の実施にあたり、一定の法定資格者や訪問介護員養成研修（1級及び2級課程）修了者について、独断で講習課程の一部免除を行っていたこと。

福祉用具専門相談員指定講習会は、厚生労働省において指定事務を行っているところであるが、指定福祉用具貸与事業者に関する指導監督や、訪問介護員養成研修事業者に関する指導監督の際に、福祉用具専門相談員指定講習会に関する不正等の情報があった場合には、老健局振興課まで情報提供をお願いしたい。

## (1 5) 民間老後施設の整備等について

### ① 健やかで活力あるまちづくりについて

「健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業」については、「介護予防・生活支援事業」のメニュー事業（市町村事業）として、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成の促進を目的として実施されているところである。

そのため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて、公・民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画の策定とともに、併せて地域住民に対して同計画の広報啓発活動を実施するものである。

高齢者が多くを占める、介護を必要としない元気な高齢者に対する支援という観点から、健やかで活力あるまちづくりが、今後ますます求められることから、各都道府県におかれでは、管内市町村とも連携の上、本事業に対する積極的な取組みを願いたい。

なお、特に特定民間施設の整備を希望する場合にあっては、高齢者が生活しやすい活力あるまちづくりを進める観点から、是非、本事業の活用を検討願いたい。

### ② 特定民間施設の整備について

本事業は、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（いわゆるWAC法）」に基づき、民間事業者が疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護支援センター及び有料老人ホームからなる特定民間施設の一体的整備を行うものであり、その整備に当たっては、税制並びに資金上の優遇などの支援措置が講じられているところである。

各都道府県におかれでは、管内の保健及び福祉の拠点整備の観点から、本事業に対する積極的な取組みをお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な都道府県等からの意見聴取、整備計画の新規・変更認定、改善命令、整備計画の認定の取消、指導及び助言、報告の徴収等、一連

の手続きに係る事務については、平成13年1月より本省より地方厚生局に移管されているところである。

各都道府県においては、事業の実施に際し、各地方厚生局との協議が必要となるが、その際には、併せて、本省に対しても情報提供をお願いしたい。

#### (16) 保健事業推進功労厚生労働大臣表彰について

保健事業推進功労厚生労働大臣表彰については、平成10年4月6日老発第281号通知の別紙「保健事業推進功労厚生大臣表彰実施要綱」により実施してきたが、平成14年度においても10月に行う予定としている。

なお、平成14年度の被表彰候補団体の推薦依頼については、後日通知することとしている。

#### (17) 地域保健・老人保健事業報告について

平成14年度の地域保健・老人保健事業報告については、循環器疾患及び糖尿病の指導区分の変更に伴い一部記載方法が変更となるのでご了知されるとともに各市町村への周知をお願いしたい。

なお、別途大臣官房統計情報部より都道府県所管部局へ連絡することとしているので、引き続き調査へのご協力をお願いする。